



路上で素振りをして 子どもにけがをさせてしまったら？

相談者の気持ち

高校生の息子が自宅前で部活の練習でバットの素振りをしていたところ、近所の子どもに当たり、けがをさせてしまいました。その子の親が目を離れた際に近づいてきたようです。こちらに100%の責任があるのでしょうか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に「知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門」(共著、幻冬舎、2019年)ほか。



誤って(=過失によって)他人に外傷を与えてしまった場合には、加害者側は被害者側に対してその損害を100%賠償しなければなりません。これは民法709条(不法行為)という条文に規定されています。賠償すべき損害の中身は、病院での治療費や痛い思いをさせたことに対する慰謝料などです。

しかし、本件では、結論から言えば、100%の責任があるとは言えない場合が多いと思われる。考え方のポイントは「過失相殺」という点です。「過失相殺」とは、被害者が加害者に対して損害賠償請求をする際に、被害者にも過失があった場合に、被害者の過失に応じて損害賠償額が減額されること、を言います。

本件でも被害者側に過失があったと思われるので、この点が問題になります。

被害者側の「過失」とは「その子の親が目を離れた際に近づいてきた」という点です。

バットを素振りしていたのですから、それに当たってしまう距離に近づいたら危険だということは、普通に判断能力がある人だったら分かります。だから、一定の距離以内には近づかないはずですよ。

この危険がまだ分からない程度の年齢の子どもを外へ連れ出す親は、子どもの手を離さない、

あるいは、手を離しても親がすぐ手をつなげる程度の距離のところにおいて子どもの行動をコントロールできるようにしておく、ということが求められます。本件では「その子の親が目を離れた際に」という点に、被害者側に一定の「過失」があったと思われるのです。

その点で、100%の責任ではなく、いくらか減額されると思います。ただ、この点は率直に言って、はっきりしません。自動車事故などの場合は、過去の膨大な判例があって、類型化およびデータ化されています。ですから、自動車事故の場合は、一定の過失相殺の割合(過失割合)の見当がつかます。

しかし、本件の場合、そうした十分に類型化されたデータは発表されていません。その点で、はっきりしないのです。

ただ、路上で素振りをする事自体、路上にはどのような人が通りかかるか分からないこと、危険判断を十分にできない人も通る可能性があることを考えれば、かなり危険な行為とも言えます。ですから、素振りをする側には、他者にけがをさせない等危険を避けるよう十分に注意すべき義務があることは明らかです。

そうしたことを考えれば、過失割合(全体の損害額から差し引かれる割合)はそれほど大きくはないように思われます。

